

静岡県立大学短期大学部安全衛生委員会運営要綱

(目的)

第1条 静岡県公立大学法人安全衛生管理規程（以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、静岡県立大学短期大学部安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(定員)

第2条 規程第12条に基づく委員会の委員は7人とする。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員の3分の

1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第4条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。